



令和7年1月20日
物流・自動車局保障制度参事官室

障害福祉サービス事業所の人事費を支援 ～人手不足解消を目指した補助事業の公募開始～

国土交通省は、令和7年1月20日(月)より、自動車事故被害者の方が利用する障害福祉サービス事業所における人手不足の状況を解消し、必要とする障害福祉サービスを十分に受けられる環境を整備するため、新たに雇用した職員に係る人事費への補助を行う、「令和6年度介護職員等緊急確保事業」の公募を開始します。

- 自動車事故による重度後遺障害者が、障害者支援施設又はグループホームでの生活を継続していくためには、それらの施設において、また、在宅での生活を継続していくためには重度訪問介護や居宅介護を提供する事業所において、適切に人材配置が行われ、必要なサービスを受けられることが求められています。
- 一方、これらの事業所での人手不足は深刻であることから、国土交通省では、年度末にかけて人事費の補助を集中的に行うことで、自動車事故被害者の受入に十分な数の職員を確保し、安定して障害福祉サービスを受けられる環境を整備するものです。

1. 補助対象事業者

自動車事故による重度後遺障害者が利用している(又は具体的な利用見込みがある)等の補助条件を満たす①障害者支援施設、②グループホーム、③重度訪問介護事業所又は④居宅介護事業所

2. 対象経費

令和7年1月1日～令和7年3月31日の間に新たに雇用した職員に係る当該期間中ににおける人事費

3. 補助率: 定額(100%)

4. 公募期間: 令和7年1月20日(月)～令和7年2月28日(金)

5. 応募方法: 以下専用サイトから、公募要領をご確認の上ご応募ください。

<https://jidousyajiko-sien.jp>

6. 問い合わせ先

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(介護職員等緊急確保事業)

電話: 03-6739-3054

メールアドレス: kaigosyokuin ! koutsujiko-mlit.jp(! を@に置き換えて下さい)

<制度に関する問い合わせ先>

物流・自動車局保障制度参事官室 山本、高島

TEL: 03-5253-8111(内線41-419)、03-5253-8580(直通)

概要

- 自動車事故による重度後遺障害者が、障害者支援施設又はグループホームでの生活を継続していくためには、それらの施設において、また、在宅での生活を継続していくためには重度訪問介護や居宅介護を提供する事業所において、適切に人材配置が行われ、必要なサービスを受けられることが必要。
- 一方、これらの事業所での人手不足は深刻であることから、年度末にかけて人件費の補助を集中的に行うことで、自動車事故被害者の受入に十分な数の職員を確保し、安定して障害福祉サービスを受けられる環境を整備するもの。

対象事業所	補助条件	対象期間	対象経費及び補助率
障害者支援施設	①自動車事故による重度後遺障害者1人以上に対して、障害福祉サービスを提供していること	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	対象事業所が新規雇用した職員に係る対象期間内における人件費 (給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費)
グループホーム	②厚生労働省の定める各事業における人員配置基準を超えて人員を配置していること		
重度訪問介護事業所			
居宅介護事業所	等		補助率：定額(100%)

<補助対象範囲の具体的イメージ>

